

◎新潟県告示第1156号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

平成30年11月14日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) N-エチル-1-(3-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン（通称名：3-FEA、3-fluoroethamphetamine）及びその塩類
- (2) N-エチル-1-(4-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン（通称名：4-FEA、4-fluoroethamphetamine）及びその塩類
- (3) N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]シクロプロパンカルボキサミド（通称名：Cyclopropyl fentanyl）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

平成30年11月15日